発行日：平成 22 年 2 月 10 日(水)

保険情報ｻｰﾋﾞｽ㈱ FAX NEWS
発行元：保険情報ｻｰﾋﾞｽ株式会社
〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4　とうしんﾋﾞﾙ
TEL03-5227-1846　FAX03-3269-3607

★★　今月のテーマ　★★

実習型雇用助成金

～未経験者を育て最大 160 万円～

ハローワーク経由で未経験者を実習型雇用という形で雇入れた場合、実習期間（原則 6 か月）終了後に助成金が支給されます。その後、正規雇用とした場合にも助成金が支給されます。

１．支給額

① 実習型雇用期間について支給されるもの
実習型試行雇用奨励金・対象者を雇入れ後 3 ヶ月間、一人につき 4 万円/月
実習型雇用助成金・・・対象者を雇入れ後最初の 3 ヶ月間、一人につき 6 万円/月
その後の 3 ヶ月間、一人につき 10 万円/月
6 か月間雇用をした場合は上記計として 60 万円となります。

② 実習型雇用終了後、正規雇用した場合に支給されるもの
正規雇用奨励金・・対象者一人につき 6 ヶ月毎に 500,000 円（これを 2 回申請）

①＋②＝　160 万円

２．求人票提出時の注意点

① 実習型雇用併用求人である旨を明記する。
② 正規労働者と同じ労働時間で実習を行う。(パートは実習型雇用の制度の対象外)
③ ハローワーク経由の雇入れに限る。その対象者は未経験者となる。
④ 対象者を雇入れ当初より雇用保険に加入させる。
※ 雇入れ後、実習型雇用実施計画を作成し、提出します。(ハローワーク及び産業雇用安定センターに実習型雇用開始後 2 週間以内に提出)

３．実習内容のポイント

① 座学を必ず盛り込む。
実習を行う上で必要なオリエンテーション、実施内容に関連性のある研修などの座学を行います。

② 実習担当者を選任する。
担当者が未経験者である対象者を細かくケアできる環境で実習を行っていく必要があり、実習終了後は、担当者が対象者の評価を行います。

③ 実施計画どおり行う。
実習期間について、計画時に詳細に定めておく必要があります。また、実習終了後、正規雇用するための評価方法や判定基準を明確にする必要があります。実施計画書を提出すると産業雇用安定センターの担当者が会社訪問し、内容を精査します。

４．支給が受けられないケース

① 実習型雇用を開始した日の前日から起算して 6 ヶ月前から申請書を提出する日までに、解雇者を出した場合（退職勧奨も含む）
② ハローワークからの紹介でない場合
③ 実習型雇用期間終了後、正規雇用しなかった対象者の数が 3 人を超えた場合
④ 助成金を支給する際に、前々年度より前の労働保険料に滞納・未納がある場合
⑤ 労働関係帳簿を整備・保管していない場合や、適正な雇用管理を行っていない場合
⑥ 未払い賃金がある場合
⑦ 労働条件が求人条件と異なっている場合
⑧ 実習期間が 4 ヶ月未満で、期間途中で対象者が退職した場合
⑨ 計画書の提出期限、助成金の申請期限を過ぎてしまった場合

未経験者をゼロから育てることは大変な労力を要しますが、その中から将来の有望株を発掘すると考え、助成金を活用してはいかがでしょうか。　　本内容の詳細は担当：中島、高澤　まで